

平成30年11月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年11月20日（火）午後1時30分～	
場所	さぬき市役所3階 301・302会議室	
	議事録署名委員の指名について	
日程第1	諸報告	
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～5号)
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6号～12号)
日程第4	農地改良届について	(会長提出議案第13号)
日程第5	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第14号～16号)
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第17号、18号)
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第19号)
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)
日程第8	農業経営改善計画の審査について	(会長提出議案第20号)
日程第9	その他	
出席委員	2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)	
欠席委員	1 楠 豊	
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹	
農林水産課	杉浦寿課長補佐	
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員	
傍聴者	無	

議長（会長）

皆さんこんにちは。ご案内を申しあげました平成30年11月農業委員会定例会の定刻が参りましたので、開会致します。

朝晩めっきり寒くなってきましたが、風邪などひいておりませんか。今年は今東京でインフルエンザが相当流行っているそうですので、皆さんインフルエンザのワクチンだけは接種していただきたいと思っております。9月から実施していました農地パトロールが10月をもって無事終了いたしました。ご協力いただきました皆様方には厚く御礼申し上げたいと思います。また、皆様方には、パトロールの後、個別利用意向調査へと移行し農地集積の推進をもうひと踏ん張りお願いしたいところであります。また、明日、明後日と農家相談がございます。忙しいとは思いますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。また、本日の議題であります各案件につきましては円滑なご審議ご協力賜りまして最後まで無事進めたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。なお、本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認調査をしていただいていると思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、本日、新規就農の案件があり、事前に各地区の代表者及び会長職務代理者と私の7人で、聞き取り調査を行っておりますので、後ほど地区代表委員から報告いたしますので、よろしく申し上げます。

本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは3番上野委員、4番蓮井委員の両委員よろしく申し上げます。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局

農地法第18条第6項に基づく通知については、第1号は賃借人の労働力不足のため、第2号は賃貸人が自ら耕作するための解約。使用貸借終了農地返還通知については、第1号は借り手の変更、第2号、第3号は本人耕作、第4号から第6号までは労働力不足による利用権の中途解約について報告。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号までを議題とし一括上程いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局

議案第1号については、農地法第4条申請に伴い、本申請地内に上下水道管を埋設するため使用貸借権を設定するものです。第2号から第4号は、経営規模の拡大の案件、第5号は新規就農するものであり、いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地

	区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。 まず最初に、●●地区代表委員からの報告をお願いします。
蓮池秋男委員	高速道路建設当時、建設省が事務所を設置した際、上下水道管の埋設のため本申請地を借り受けていました。その管を、申請人の住宅用地の上下水道管として利用するものであり問題ありません。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。
松岡浩二委員	第2号、第3号ともに現地確認を行いました。特に問題ないと思います。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員から報告をお願いします。
岩崎治樹 会長職務代理者	第4号議案は第1種農地であります。地区部会としては認めることといたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長（会長）	続きまして、●●地区代表委員から聞き取り調査の結果報告をお願いいたします。
芳竹和政委員	申請地は何年も耕作が放棄された土地であり、新規就農していただくのは有り難いが、さぬき市に1人転入し耕作することから不安もありますので、農業委員、推進委員ともに注視していきたいと思ひます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第1号から第5号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号までにつきましてお諮りします。議案第1号から第5号についてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第3 非農地証明願ひについて、会長提出議案第6号から第12号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案で第6号が●●委員、第11号が●●委員の関係する議案になりますので除斥対象となりますので、後

で別審議と致します。それでは事務局の説明を求めます。

事務局

今回の非農地証明願いの案件全体で7件あり、第6号、第11号を除きますと案件5件で面積にして8,490㎡、10筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。

議案第7号は、昭和40年頃農地へ侵入するための農道として拡張したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第8号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第9号は、昭和58年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第10号は、昭和40年頃から50年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議案第12号は、昭和60年頃から30年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。

なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

まず、●●地区からお願いいたします。

松岡浩二委員

第7号は、現況でも2tトラックが通りかねるような道であり拡張は必要であると地区部会委員の意見は統一しています。

第8号は、農地パトロールでも赤判定をしており問題ありません。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

芳竹和正委員

第9号、第10号は、完全に山林化しておりやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの報告をお願いします。

十河道夫委員

第12号の申請地は山林化しており問題ありません。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（会長）	それでは各地区代表委員の報告が終わりました。 議案第6号、第11号を除く、議案第7号から第12号までにつきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号、第11号を除く、議案第7号から第12号までにつきましてお諮りします。議案第6号、第11号を除く議案第7号から議案第12号までについてご異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第6号、第11号を除く議案第7号から議案第12号までを原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第6号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。
松岡浩二委員	ただいま事務局からの説明のとおりであります。ご審議のほどよろしく願います。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第6号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
小川義洋委員	申請人は申請地北側の住宅には住んでいないのですか。
事務局	そうです。
小川義洋委員	空き家ですか。わかりました。

議長（会長）	他にございませんか。 それでは、議案第 6 号につきましてお諮りします。議案第 6 号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 6 号を原案のとおり認めることに致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案第 1 1 号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第 1 1 号は、昭和 6 3 年頃から 3 0 年以上耕作不能な状態が継続して山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	事務局の説明のとおりであり、農地への復旧は無理であると思います。ご審議よろしくをお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第 1 1 号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 1 1 号につきましてお諮りします。 議案第 1 1 号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 1 1 号を原案のとおり認めることと致します。 退席されている●●委員の再入場を認めます

(●●委員 入場)

議長（会長） 日程第4 農地改良届について、会長提出議案第13号を議題とし上程します。では、事務局より説明を求めます。

事務局 議案第13号は、良質花崗土により2mから2.6m盛土を行い地目を田から畑へ変更する農地造成であります。申請書類では、隣接農地所有者及び地元土地改良区の承認は整っておりますが、申請地は昨年10月、当定例会におきまして農地法第3条許可を受け取得したものです。先日実施した農地パトロールにおいては、良好に管理できているとは言えないものとなっております。このようなことから、平成23年4月から施行された農地の形質変更に係る農地転用許可事務取扱基準に基づき、工事施工後の耕作の用に供されることが確実であるとは認められることが出来ないと判断するものです。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案については、●●地区の案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

十河道夫委員 事務局からの説明のとおりであります。
本案件につきましては、いろいろ納得がいかない点多々ありました。農地として利用するのに2.6mも盛土する必要はないし、現状のままで野菜等の作物を栽培すればいいのではないかと思います。本人の意向を確認しなければいけないところもありますので、●●支部としては保留という形で、今後事務局とともに協議し進めていきたいと思っております。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第13号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

小川義洋委員 ●●●●さんの栽培面積はどのくらいあるのですか。

議長（会長） わたくしの知っている範囲内では、申請地を購入する際、利用権と併せて4反を超える耕作権を取得しています。

小川義洋委員 その土地では、何か栽培されていますか。

議長（会長） 一切栽培されていません。

議長（会長） ほかにございませんか。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第13号につきましてお諮りします。 議案第13号につきまして異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは議案第13号を不受理と致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号から第16号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の議案第14号、第16号が●●委員、議案第15号が●●委員の関係する議案になり、除斥対象議案になりますので、別審議とします。それでは、事務局の説明を求めます。
議長（会長）	はじめに、●●委員の関係する議案である議案第14号、議案第16号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは事務局から説明を求めます。
事務局	今月の第4条の案件は3件あり、面積にして769.84㎡、4筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。 議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず●●●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
松岡浩二委員	現地を確認いたしました。無断転用の是正ということです。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●●●地区代表委員からの報告をお願いいたします。

小川義洋委員	事務局からの説明のとおりでありますのでよろしくお願いいたします。
議長（会長）	各地区代表委員からの報告が終わりました。 議案第14号、第16号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号、第16号につきましてお諮りします。 議案第14号、第16号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号、第16号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	続きまして、●●委員の関係する議案である議案第15号の審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。 なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
松岡浩二委員	事務局から説明があったとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。 議案第15号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号につきましてお諮りします。 議案第15号について意義ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第15号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。 (●●委員 入場)
議長（会長）	日程代6 農地法第5条に基づく申請審議について会長提出議案第17号、第18号を議題とし上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5条案件は2件であり、面積にして2,399㎡、2筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は所有権移転売買、第3種農地第1種住居地域です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。 議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第1種農地判断です。転用目的は●●●●●、●●●●●、●●●●●で一時転用です。権利は賃借権の設定で、隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●●●地区の関係案件ですので、地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。まず、志度代表委員から報告をお願いします。
小川義洋委員	事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
芳竹和正委員	事務局の説明のとおり、県道の拡幅工事に伴う ●●●●●としての一時転用です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第17号、第18号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第17号、第18号につきましてお諮りします。議案第17号、第18号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第17号、第18号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第19号を上程致します。なお、今月の議案で、整理番号3番、17番が●●委員、30番から40番が●●委員、44番、45番、49番、53番が●の関係議案になり、除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案19号についてご説明致します。●●、●●委員、●●委員の議案17件を除いて37件です。その内訳は、個人が15件、法人が6件、中間管理機構が15件となっています。37件のうち新規が23件、再設定が14件でございます。37件のうち、賃借権が4件、使用貸借権が33件でございます。賃借権の内訳としまして、物納が2件、現金2,000円が1件、20,000円が1件となっております。期間については、10年が11件、6年が7件、5年7カ月が1件、5年が8件、3年4カ月が1件、3年が8件、1年が1件となっております。以上です。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑については、一括して質疑に入ります。質疑等のある場合は、整理番号等指定の上ご発言ください。
全委員	「質疑なし。」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第19号について、整理番号3番、17番、30番から40番、44番、45番、49番、53番以外について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし。」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。
議長（会長）	続きまして、●●委員の整理番号3番、17番、●●委員の整理番号30から40番、●の関係議案である整理番号44番、45番、49番、53番の審議に入りますので、議事進行を職務代理にお願いします。

岩崎治樹
会長職務代理者

それでは、●●委員、●●委員、●●委員の退席を求めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 退席)

岩崎治樹
会長職務代理者

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局

議案は17件で、新規が4件、更新が13件となっています。すべて使用貸借権で、期間については10年が2件、3年が15件でございます。以上です。

岩崎治樹
会長職務代理者

説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員

「質疑なし。」との声あり。

岩崎治樹
会長職務代理者

なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし。」との声あり。

岩崎治樹
会長職務代理者

では、原案のとおり承認いたします。退席されている●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員、●●委員 入場)

岩崎治樹
会長職務代理者

議事進行を会長にお願いします。

議長(会長)

それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として、「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員

「異議なし。」との声あり。

議長(会長)

それでは会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局

農用地利用配分計画32件について説明します。貸付先は個人が4件、法人が28件です。設定する権利等の種類は、32件すべて使用貸借権です。期間は2年

11ヶ月が1件、5年11ヶ月が11件、9年11ヶ月が20件です。利用内容は水稲、麦、大豆等の作付けとなっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。何か質疑等はありませんか。

全委員 「質疑なし。」との声あり。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。

議長（会長） 日程第8 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第20号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

農林水産課 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
番号1、●●●●●●●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●●●●●番地、平成●●年●●月●●日設立、営農類型は、施設野菜、露地野菜です。
番号2、●●●●、昭和●●年●●月●●日生、●●●●●●●●●●、昭和●●年●●月●●日生、さぬき市●●●●●●●●●●番地●●●●、営農類型は、水稲、露地野菜です。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。

事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので補足事項等がありましたら報告をお願いします。●●地区代表委員から補足事項等がありましたらお願いします。

蓮池秋男委員 ありません。

議長（会長） 続きまして●●地区。

芳竹和政委員 ありません。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。
議案第20号について質疑等がありましたら発言を認めます。

大塚ノブ子委員 ●●さんは、もう青ネギはやめたのですか。

農林水産課 青ネギは今作られていないようです。

上野壽雄委員 以前は認定農家には年齢制限があったと思いますが、今はやる気さえあれば

年齢に関係なく認定をもらえるのですか。

農林水産課 そうですね。ただしある程度ご高齢の方は後継者がいることが条件になります。

上野壽雄委員 高齢者であっても要件を満たしていれば認定をもらえることもあるということですね。

農林水産課 年齢の制限はありませんので、後継者がいらっしやって継続的に農業に従事することが認められれば、高齢者の方が認定を受けることも可能です。

上野壽雄委員 わかりました。やる気さえあれば年齢に関係ないということですね。

農林水産課 以前は年齢制限65歳というのがありましたけど、年齢制限は設けないようにというようになっています。

議長（会長） 夫婦で認定農家の申請をしているが、どういうメリットがあるのですか。

農林水産課 家族経営協定を2人結ばれたことから、せつかくなので2人とも認定を受けていれば、どちらでも認定農業者で使える補助事業を受けることが出来るということになります。

議長（会長） ほかにございませんか。
それでは、農業改善計画の審査について議案第20号についてお諮りします。
異議ありませんか。

全委員 「異議なし。」との声あり。

議長（会長） それでは、原案のとおり承認することと致します。
本日、上程の議案については以上ですが、日程第9その他で何かございましたら。
地区代表にお集まりいただきました折、各地区での農地集積の活動について毎月報告をいただけるようお願いしたところでは、津田地区代表から、先月の定例会以降、本日までの活動状況について報告願います。
まず、津田地区からお願いいたします。

蓮池秋男委員 特にありません。

議長（会長） 続いて大川地区お願いします。

松岡浩二委員 大川地区で耕作放棄地になっているところが何か所かありまして、草も刈ら

ずに周辺の農地に迷惑をかけている状況であったため、5筆で3反の解消をいたしました。

議長（会長） 続いて志度地区お願いします。

小川義洋委員 耕作放棄地の草刈りをお願いしているのですが、いつまでたっても対応してくれず困っています。

議長（会長） 続いて寒川地区お願いします。

芳竹和政委員 別にございませぬ。

議長（会長） 続いて長尾地区お願いします。

十河道夫委員 特にありません。

議長（会長） 各地区代表の報告が終わりました。
続きまして、農地集積専門員から何かありましたらお願いします。

谷口集積専門員 別段ありません。

議長（会長） 以上をもちまして、平成30年11月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（14時56分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地改良届について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・0名

- ・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・0名

- ・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・0名

- ・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・0名

- ・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・16名　反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　3番

署名委員　　4番